

様式第11号

機能要件確認表

【回答の際の留意事項】

対応可否欄に以下のとおり「○」「□」「△」「▲」「×」のいずれかを記載する。

| | |
|---|--|
| ○ | パッケージシステムに実装済みの機能、又は今後の開発等によって令和9年1月3日までに対応が可能な機能 ※ 条件等がある場合は、付記欄に記載すること。 |
| □ | 今後の開発等によって令和9年度(令和10年3月31日まで)にパッケージシステムに実装予定の機能 ※ 具体的に実装時期等を付記欄に記載すること。 |
| △ | オプションでの対応で実現可能な機能 ※ 別途経費が掛かる場合は見積書に含めること。条件等がある場合は、付記欄に記載すること。 |
| ▲ | カスタマイズでの対応で実現可能な機能 ※ 別途経費が掛かる場合は見積書に含めること。条件等がある場合は、付記欄に記載すること。 |
| × | 一部又は全部を実装できない機能 ※ 具体的に実装状況等を付記欄に記載すること。 |

※必須機能について実装状況欄が「×」である場合は、仕様を満たしていないものとして「失格」となる。

※機能要件書において「望ましい」となっている機能は、審査員による評価の際に加味するものとする。アピールポイントとして付記に記載してもよい。

| 項番 | 区分 | 要求区分 | 要件 | 要件補足 | 回答欄 | |
|------|--------|------|--|---|------|----|
| | | | | | 対応可否 | 付記 |
| 1 | 基本要件 | 必須 | 本市の基幹系業務システムと連携し、氏名・住所・生年月日等の情報を転記した申請書類の作成、住民異動に伴う手続き案内書の出力等ができるシステムであること。 | | | |
| 2 | 機能要件 | 必須 | デジタル庁が示す自治体窓口DXSaaSの機能に準じ、必須条件を満たすこと。 | | | |
| 3 | 機能要件 | 必須 | 経験の浅い職員でも、ライフイベントに合わせて漏れなく手続の案内、申請書の作成ができるように、手続きの洗いたしや申請書に必要な項目の入力補助が出来るような機能があること。 | | | |
| 4 | 機能要件 | 推奨 | 登録する事務手続きの変更や帳票の修正等のメンテナンス機能を職員が利用できる場合は、当該メンテナンス機能は専門的な知識がない職員でもノーコードで容易に操作が可能なインターフェースであること。 | | | |
| 5 | 機能要件 | 推奨 | 標準化対象20業務以外の手続きや久留米市独自の施策等について、個別に手続きの登録及び申請書の搭載を行うことができること。 | | | |
| 6 | 連携要件 | 必須 | 基幹系業務システムのデータが参照できるようにデータ連携ができること。 | | | |
| 7 | 連携要件 | 必須 | マイナンバーカードを利用した特例転入に対応できるように住民記録システムから提供される転出証明書情報をデータ連携できること。 | | | |
| 8 | 連携要件 | 必須 | 窓口業務支援システムで作成した申請受付データ（住民異動届、証明書交付申請）は、ファイル連携、API連携やRPA等の手法を用いて当該申請データを本市住民記録システムへ仮更新できるようにすること。 | | | |
| 9 | 対象業務 | — | 以下の業務に係る手続きの受付、申請書の作成及び印刷ができること。（ライフイベント（住民異動等）によらない個別での申請書の登録を含む） | 市民が従来紙の申請書等に記載していた内容を、データの入力及び取込データの活用によってデジタルデータとして作成でき、必要に応じて申請書等様式に出力できることをいう。受付については専用のメニューがなくとも受付が可能であれば実装しているものとする。 | — | — |
| 9-1 | 対象業務 | 必須 | 住民異動届に係る業務 | | | |
| 9-2 | 対象業務 | 必須 | 証明交付に係る業務（住民基本台帳関係証明書、戸籍関係証明書、税関係証明書、印鑑登録関係証明書） | | | |
| 9-3 | 対象業務 | 推奨 | マイナンバーカードに係る業務 | | | |
| 9-4 | 対象業務 | 推奨 | 印鑑登録 | | | |
| 9-5 | 対象業務 | 推奨 | 国民健康保険 | | | |
| 9-6 | 対象業務 | 推奨 | 後期高齢者医療 | | | |
| 9-7 | 対象業務 | 推奨 | 国民年金 | | | |
| 9-8 | 対象業務 | 推奨 | 介護保険 | | | |
| 9-9 | 対象業務 | 推奨 | 障害者福祉 | | | |
| 9-10 | 対象業務 | 推奨 | 医療費助成（子ども費医療、ひとり親、重度心身） | | | |
| 9-11 | 対象業務 | 推奨 | 母子医療 | 本市独自申請書（乳幼児転入届等）の登録を想定。 | | |
| 9-12 | 対象業務 | 推奨 | 児童手当・児童扶養手当 | | | |
| 9-13 | 対象業務 | 推奨 | 特別児童扶養手当 | | | |
| 9-14 | 対象業務 | 推奨 | 転入学通知書の発行 | | | |
| 9-15 | 対象業務 | 推奨 | 保育園 | | | |
| 9-16 | 対象業務 | 推奨 | 就学援助 | | | |
| 10 | データ前連携 | — | 以下の本市システムから機能別連携仕様に規定されたデータ項目を取り込み、使用できること。 | 標準化対象外業務は、窓口業務支援システムに取り込み可能なファイル変換を行うことで取り込み可能であれば、○とする。なお、本市の基幹系ベンダがデータ提供ができることを前提とする。 | — | — |
| 10-1 | データ前連携 | 必須 | 住民記録 | | | |
| 10-2 | データ前連携 | 必須 | 支援措置情報 | | | |
| 10-3 | データ前連携 | 推奨 | 印鑑登録 | | | |
| 10-4 | データ前連携 | 推奨 | 個人住民税 | | | |
| 10-5 | データ前連携 | 推奨 | 滞納管理 | | | |
| 10-6 | データ前連携 | 推奨 | 国民健康保険 | | | |
| 10-7 | データ前連携 | 推奨 | 後期高齢者医療 | | | |
| 10-8 | データ前連携 | 推奨 | 国民年金 | | | |

| | | | | | | |
|-------|--------|----|---|---|---|------------------------|
| 10-9 | データ前連携 | 推奨 | 介護保険 | | | |
| 10-10 | データ前連携 | 推奨 | 障害者福祉 | | | |
| 10-11 | データ前連携 | 推奨 | 医療費助成（子ども費医療、ひとり親、重度心身） | | | |
| 10-12 | データ前連携 | 推奨 | 児童手当・児童扶養手当 | | | |
| 10-13 | データ前連携 | 推奨 | 特別児童扶養手当 | | | |
| 10-14 | データ前連携 | 推奨 | 生活保護 | | | |
| 10-15 | データ前連携 | 推奨 | 保育園 | | | |
| 10-16 | データ前連携 | 推奨 | 就学援助 | | | |
| 10-17 | データ前連携 | 推奨 | 軽自動車税 | | | |
| 10-18 | データ前連携 | 推奨 | 固定資産税 | | | |
| 10-19 | データ前連携 | 推奨 | 住登外者 | | | |
| 10-20 | データ前連携 | 推奨 | 全国町・字ファイル | 本市の住民記録システムは、J-LISが作成した全国町・字ファイルを利用しているため、アドレス・ベース・レジストリを利用する場合は、後方連携の手法を付記欄又は別紙（様式自由）で示すこと。（オプションやカスタマイズ等含め後連携可能な場合、アドレス・ベース・レジストリの利用も可） | | |
| 10-21 | データ前連携 | 推奨 | 外字 | 本市の住民記録システムは、標準準拠システムへ移行後も外字を利用する予定であるため、窓口業務支援システムで外字を利用しない場合は、後方連携の手法を付記欄又は別紙（様式自由）で示すこと。 | | |
| 10-22 | データ前連携 | 推奨 | 小学校区情報 | | | |
| 10-23 | データ前連携 | 推奨 | 中学校区情報 | | | |
| 11 | データ前連携 | — | 調達する「マイナンバーカード等本人確認書類読取装置」を使用し、以下のカード等について内容を読み取り、データとして使用できること | | — | — |
| 11-1 | データ前連携 | 推奨 | 在留カード内蔵ICチップ及び券面OCR ※ICチップ・券面OCRのいずれか一方でよい | 利用は、主として入国時に在留カードを取得して転入する住基法30条の46による届け出時を想定する。必須要件はいずれか一方だが、正確性の観点からICチップの方が望ましい。 | | いずれも可/ICチップのみ可/OCR可のみ可 |
| 11-2 | データ前連携 | 推奨 | マイナンバーカード内蔵ICチップ及び券面OCR ※ICチップ・券面OCRのいずれか一方でよい | 読み取るデータは氏名、生年月日、住所、性別を想定。必須要件はいずれか一方だが、正確性の観点からICチップの方が望ましい。 | | いずれも可/ICチップのみ可/OCR可のみ可 |
| 11-3 | データ前連携 | 推奨 | 運転免許証内蔵ICチップ及び券面OCR ※ICチップ・券面OCRのいずれか一方でよい | 読み取るデータは氏名、生年月日、住所（裏面を除く）を想定。必須要件はいずれか一方だが、正確性の観点からICチップの方が望ましい。 | | いずれも可/ICチップのみ可/OCR可のみ可 |